

## 沼津市立病院 Web 給与明細システム選定に係る仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が、沼津市立病院 Web 給与明細システム導入に係る契約候補物件の公募に当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 物件名 沼津市立病院 Web 給与明細システム

## 2 物件の導入の目的及び趣旨

現在、当院に所属する職員の給与明細については、院内イントラネットで稼動する「明細 Web システム」を用いて電子的に配付している。

しかし、2022年6月16日（日本時間）に Internet Explorer11 のサポートが終了したことに伴い、院内イントラネット端末を Win10 搭載の端末に更新した場合、「明細 Web システム」内のソフトが対応していないため、閲覧できなくなる。

については、次期の「明細 Web システム」については、スマートフォン端末や携帯電話、パソコン端末での閲覧により給与明細を配付できる新たな Web 給与明細システムを導入し、給与明細の交付はもとより、事務効率、経済性、利便性の向上を図ることを目的とする。

## 3 システムに求める基本機能

## (1) 別添機能要件を参照

## (2) 想定使用者数

## ① 利用者数（件数）の見込み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例月給与	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
賞与			550						550			
児童手当			130				130				130	
合計	550	550	1,230	550	550	550	680	550	1,100	550	680	550

## ② 利用者の異動の見込み（参考）

毎年度延べ80人程度の異動（入退職）がある

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
増	35	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
減	0	25	0	0	5	0	0	0	5	0	5	0

※採用者は採用当月から例月給与が支給されるので、当月分の件数が増加する

退職者は退職翌月例月給与まで支給されるので、翌々月分の件数が減少する  
異動の見込み数は飽くまで目安であり、利用者見込み数と連動しない

(3) ID に紐づく給与情報の登録及び給与明細の閲覧機能

- ① 給与情報の登録は当院が管理者権限をもって行う。
- ② 給与の種類及び支給時期
  - イ 例月給与 550 人/月×12 か月=6,600 人 4 月から 3 月の各月 22 日
  - ロ 賞与 550 人/月× 2 か月=1,100 人 6 月 30 日、12 月 10 日
  - ハ 児童手当 130 人/月× 3 か月= 390 人 6 月、10 月、2 月の各月 15 日

※ 支給日が休日の場合は、前日の平日に繰り上がる
- ③ 同時アクセス人数の見込み 100 人
- ④ 利用時間帯の見込み 9 割が日中で、1 割が深夜に利用
- ⑤ 別表 1、2、3 の情報のうち、最低限必要なものは登録できること
- ⑥ 個別の ID ごとでのみログインでき、ログインした ID に紐づく給与情報のみが表示されること
- ⑦ 給与明細は、別表 4 に示す項目名と内容が表示されること  
帳票のレイアウトは給与明細書.pdf を踏襲し、①イ例月給与、ロ賞与、ハ児童手当の共通レイアウトとする
- ⑧ 最低でも過去 24 か月間の給与、賞与、児童手当が閲覧できること
- ⑨ 沼津市立病院 Web 給与明細システム導入後に、明細書のレイアウトの変更、項目名の変更、追加が発生した際は、有償を含み対応が可能となっていること。なお、変更の可否及び有償又は無償かを見積りに記載すること。
- ⑩ 登録する給与データの概要は次のとおり(別表 1、2、3 を参照)
  - イ 別表 1、2、3 の CSV データが給与計算システム等から出力される。
  - ロ 控除項目名称は、各利用者で該当がある場合は、名称、金額が出力される。
  - ハ 参考として、現在、各表のデータを給与明細システムに登録するために、一部加工をし、それぞれをアップロードしている。

【データの加工状況】

明細書	別表 4 通番	項目名	加工内容
基本情報	1-2	職員番号	職員番号の 0 埋め
	1-3	氏名	職員氏名の後ブランクの削除
	1-4	所属	所属名称から「沼津市立病院」又は「市立病院事務局」を削除 所属名称から後ブランクを削除
支給内容	2-1	給料	給料－給料減額の計算
	2-9	特殊勤務手当（月額）	前月月額特勤手当＋当月月額特勤手当の計算
	2-14	宿日直手当（課税）	宿日直手当－宿日直非課税の計算

※1-4、2-1、2-9、2-14 の加工は必須ではない

(4) 電磁的方法による提供（電子交付）の承諾機能

- ① 所得税法第 231 条で規定する承諾をする機能を有すること
- ② 管理者は、各利用者の承諾状況を確認できること

(5) セキュリティ

- ① データの通信、登録、保存は暗号化して行うこと。
- ② 各利用者のログイン ID は、一意の重複しない ID が付与されるか、職員番号を用いるものとし、ログインパスワードの変更ができること
- ③ 管理者は、各利用者のパスワードを再設定できること
- ④ 管理者は、各データの削除操作ができ、システムの提供者及び提供者に準ずる者は、解約時に当院の環境(データ含)を削除すること

4 導入及び運用に当たっての注意事項

(1) 秘密保持

① 守秘義務

本物件の導入又は運用に伴い知り得た当院及び職員の給与に関する情報について、導入作業期間はもとより、それ以降においても、第三者に開示又は漏えいしないこと。

② 目的外利用の禁止

本物件の導入又は運用に伴い知り得た当院及び職員の給与に関する情報について、当該導入又は運用以外の目的で利用しないこと。

③ 資料の扱い

当院が提供する資料については、原則貸し出しとし、当院の指示に応じて返却すること。また、許可なく資料を複製し、第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。

(2) 身分照会

当院からの求めがあった場合に、資本関係・役員等の情報、当院の敷地外で作業を行う場合の作業実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性（資格・研修実績等）・実績に関する情報を提供すること。

(3) 報告義務

本物件の導入及び運用の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに当院に報告すること。また、必要な記録を保存し、当院の求めに応じて当院に引き渡すこと。なお、代表的な事象は次のとおりである。

- ① 当院が提供又はアクセスを許可した情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ② 本物件の導入及び運用とは無関係の当院の情報へのアクセス

#### (4) 法令順守

以下に示す法令等を遵守すること。

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

#### (5) その他留意事項

##### ① 仕様書末記載事項

本仕様書は、本導入及び運用に最低限必要とされる要件を示したものである。従って、本仕様書に記載されていない事項であっても、当該導入又は運用の実施に当たり必要と思われる事項については、当院と協議すること。

##### ② 例外措置

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書により難い事由が生じた場合には、例外措置をとることができる。ただし、独自の解釈によることのないよう、当院と協議すること。